

公立大学法人旭川市立大学
令和 7 年度の業務実績に関する
評価書

令和 8 年 9 月
旭川市公立大学法人評価委員会

目次

1	業務実績に関する評価について	1
	(1) 評価の基本的な考え方	
	(2) 評価の方法	
2	評価期間	2
3	総合評価	3
4	項目別評価	
	(1) 教育等に関する目標を達成するための措置	6
	(2) 研究に関する目標を達成するための措置	8
	(3) 地域貢献に関する目標を達成するための措置	9
	(4) 国際交流に関する目標を達成するための措置	10
	(5) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置 . .	11
	(6) 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	12
	(7) 自己点検・評価及び情報公開に関する目標を達成するための措置 .	13
	(8) その他業務運営に関する目標を達成するための措置	14
5	旭川市公立大学法人評価委員会委員名簿	15
参考	公立大学法人旭川市立大学の業務実績評価に関する基本方針	16
	公立大学法人旭川市立大学各事業年度業務実績（年度評価）実施要領 .	18

1 業務実績に関する評価について

旭川市公立大学法人評価委員会は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第5条の規定による改正前の地方独立行政法人法第78条の2の規定により、公立大学法人旭川市立大学の令和7年度の業務実績について、「公立大学法人旭川市立大学の業務実績評価に関する基本方針」及び「公立大学法人旭川市立大学各事業年度業務実績評価（年度評価）実施要領」に基づき、以下のとおり評価を行った。

(1) 評価の基本的な考え方

- ア 評価は、法人の教育研究の特性や運営の自主性、自立性に配慮して行うものとする。
- イ 評価は、中期目標・中期計画の達成状況等を踏まえ、法人の組織・業務運営等に関して総合的に行うものとする。
- ウ 評価は、法人の取組において改善すべき点等を明らかにすることにより、法人の組織・業務全般の見直しや次期の中期目標・中期計画の検討など運営の質的向上に資するものとする。
- エ 評価は、法人の中期目標・中期計画の達成に向けた取組状況や成果を示し、市民等への説明責任を果たすものとする。
- オ 評価は、その方法について必要に応じて工夫・改善した上で行うものとする。

(2) 評価の方法

- ア 評価は、法人の自己点検・評価に基づいて行った。
- イ 評価は、「項目評価」と「総合評価」により行った。
- ウ 評価は、透明性・正確性を確保するために、法人に意見を申し立てる機会を設けた上で決定した。
- エ 評価の具体的な方法として、「項目評価」及び「総合評価」は以下とおり整理した。

（ア） 項目評価

法人は、年度計画の記載項目ごとに成果指標の状況も踏まえながら、次の4段階による項目評価及び記述式による評価判断理由を整理する。

評価	評価
4	年度計画を上回って実施している
3	年度計画を概ね順調に実施している
2	年度計画を十分に実施できていない
1	年度計画を大幅に下回っている

(イ) 総合評価

法人は、項目評価の結果を踏まえ、当該事業年度における業務実績の全体について、次の4段階による総合評価及び記述式による評価総括について整理する。ただし、評定に関わる評価の目安については、法人として特別な事情があると判断したときには、この限りではない。

評定	評語	評価の目安
a	中期計画の達成に向けて順調に進捗している。	項目評価の平均値：3.5以上4.0未満
b	中期計画の達成に向けて概ね順調に進捗している。	項目評価の平均値：3.0以上3.5未満
c	中期計画の達成に向けてやや遅れて進捗している。	項目評価の平均値：2.0以上3.0未満
d	中期計画の達成に向けて遅れて進捗しており、改善を要する。	項目評価の平均値：2.0未満

2 評価期間

令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）を事業年度とした業務実績に関する評価を行った。

（評価実施経過）

- 6月29日 法人から業務実績報告書の提出
- 7月28日 令和8年度第1回評価委員会開催（公立大学法人旭川市立大学との意見交換）
- 8月12日 令和8年度第2回評価委員会開催
- 8月21日 評価書原案決定
- 8月21日 評価書原案を法人意見聴取
- 9月1日 評価書の確定

3 総合評価

(1) 評価結果

評価	評 語
b	中期計画の達成に向けて概ね順調に進捗している。

(2) 総評

公立大学法人旭川市立大学（以下「法人」という。）は令和5年4月に設立され、大学の理念である「豊かな人間性と国際的な視野を有し自律した人材を育成する大学」「創造と実践で時代を切り拓く大学」「知の拠点として地域社会に貢献する大学」の下、地域や社会を支える実践的能力を備えた人材育成を行うとともに、持続可能な社会の形成と、地域創生に向けた学問的知見を基盤とした地域社会への貢献を目的に歩みを始めた。

中期計画の3年目であった令和7年度は、設立されてから2年間における業務の蓄積をもとに既存の事業と新規の事業についてその評価検証を進めながら、修正すべき事項や課題についての検討を重ね、次年度の着実な事業展開に結びつけることを基本的な方針とし、令和8年4月の地域創造学部設置に向けて着実な準備を進めるとともに、既存の教育研究組織の見直しについては外部の第三者評価及び公立大学法人評価委員会の令和6年度評価結果も取り入れながら、理事長・学長を中心とした当該教育研究組織の長のリーダーシップの下で、自主・自律的に検討を行うこととしていた。

旭川市公立大学法人評価委員会は、法人から提出された「令和7年度業務実績報告書」の確認及び意見交換を行い、中期計画及び年度計画に係る令和7年度の進捗について評価を行った。その結果、8つの大項目中「4」評価が2項目、「3」評価が6項目となり、全体的な進捗状況の評価としては、「b」評価（中期計画の達成に向けて概ね順調に進捗している）とすることが妥当と判断した。

主な評価として、「4」評価であった「研究」の項目では、「上川管内地域連携・協創推進会議」へ参画や「研究シーズ集」を発行されたことは評価が高いものとした。各種取組の目的やターゲットをより明確化し、共同研究や受託研究、受託事業の増加に向けて、内容の充実に努めてほしい。

「国際交流」の項目では、国際交流サークルにおいて学生主体の交流活動が展開され、日本人学生と留学生との国際理解と相互交流が深められていることは評価すべき事項であった。「国際交流」に係る指標については、次の段階を目指した設定を検討してほしいといった意見があった。

次に、「3」評価であった主な内容として「教育」の項目では、高大接続の充実した展開や積極的な合同企業説明会・インターンシップの実施、新規学卒就職者の低率な離職状況などから法人による取組が着実に進められているものと評価できる。今後、公立化後の入学生が卒業することになるため卒業後の進路など地元定着について状況把握及び分析を進めるとともに、同窓会・後援会との連携は非常に重要であるため、連絡方法の確立など取組に努められたい。

「地域貢献」の項目では、自治体や高校等との連携協定締結など共同研究や受験生確保に留まらず、地域貢献や人材育成も視野に入れられていることは高く評価できる。国の施策や地域の特性を踏まえ戦略的に展開されるとともに、「教育・研究」と「地域貢献」のバランスを意識し地域連携研究センターを核にこれまで以上に地域に貢献する大学として発展されることを期待する。

「業務運営の改善及び効率化」の項目では、人事評価について導入に至っていないものの、委員会において着実に検討を進められていることを確認できたため評価が高いものとした。ペーパーレス化における目的・目標の明確化や教職協働の実践的な展開などに期待する。

「財務」の項目では、基金を創設し資金獲得に向けて努力されていることは大変望ましい状況であるとの意見があった。その募集に当たっては、目標値を設定した上でより積極的な取組を推進するとともに、活用実績について情報発信し、大学への理解を深めてもらえるように取り組んでもらいたい。

法人が設立されて3年目の令和7年度は、理事長・学長のリーダーシップの下、全学委員会設立のほか、令和8年度からの大規模な事務局改編に向け事務組織規程等の改正や事務分掌の整理などが行われた。全学横断的な組織・運営体制の整備により、実践的な教育・研究活動の展開はもとより、地域社会に貢献する大学として信頼を高められるなど、より一層、その歩みを進められているものと評価する。

また、地域創造学部設置に向けて、文部科学省より学部設置について認可されるとともに施設整備を進められ、令和8年4月に新入学生を迎えられたことは大変望ましい状況である。今後は、地域創造学部はもとより、全学一体となって地域連携研究センターを核としながら、より充実した教育・研究の推進と積極的な地域貢献について更なる取組が期待されるところである。

本格的な少子高齢社会において18歳人口が減少傾向にある中で、多くの学生に選ばれ続ける大学となるよう、そして、地域に頼られ、地域とともに歩まれる大学となるよう、旭川市立大学・旭川市立大学短期大学部の強みを活かしながら、より魅力的な大学となるための取組を継続されることを強く期待する。

なお、中期目標及び中期計画期間として折り返しとなる3事業年度が終了し、法人を取り巻く環境が変化する中で、年度計画にて設定されている指標についてその達成が困難と見込まれる、あるいは、容易であると推察される項目があるものと認識する。指標について中期計画に関して計画期間中に設定変更することは、その達成度を評価する際に一貫性を確保することが難しいものの、年度計画に関して現状分析を客観的に進められ、年度計画はもとより中期計画の進捗を把握できる指標の設定となるよう、今後の検討を進められたい。

項目別評価結果

項目 \ 評価	4 上回って 実施	3 概ね順調 に実施	2 実施が 不十分	1 大幅に 下回る
教育等に関する目標		○		
研究に関する目標	○			
地域貢献に関する目標		○		
国際交流に関する目標	○			
業務運営の改善及び効率化に関する目標		○		
財務内容の改善に関する目標		○		
自己点検・評価及び情報公開に関する目標		○		
その他業務運営に関する目標		○		

4 項目別評価

(1) 教育等に関する目標を達成するための措置

ア 評価結果

評価	評 語
3	年度計画を概ね順調に実施している

イ 評価理由

小項目評価において24項目中「4」評価が4項目、「3」評価が19項目、「2」評価が1項目であった。項目別評価としては、小項目評価を総合的に勘案すると、中期計画の達成に向け順調に進捗していると認められ「3」評価とした。

【小項目評価】

評価	評価結果			
	4 上回って実施	3 概ね順調に実施	2 実施が不十分	1 大幅に下回る
項目数	4	19	1	0
24	16. 6%	79. 2%	4. 2%	0%

ウ 評価すべき事項

- ・ 高大接続について出張講義や大学見学に加え、高校との連携協定に基づく探究学習や地域課題学習への支援を展開されていることは評価する。
- ・ 合同企業説明会やインターンシップ等は、卒業生の地元定着率向上に資する取組であると高く評価する。
- ・ 新規学卒就職者の離職率が低水準であることについて評価する。
- ・ 留学生の入学に当たって日本語能力及び修了証明を確認していることは評価する。

エ 今後期待される事項

- ・ オープンキャンパスの実施に当たっては、より充実した在学生との交流を推進し学生の確保に努められたい。
- ・ オープンキャンパス参加者の出願が非常に高い状況であるため、地域別の参加者数などの分析を進められ、より効果的な開催を期待する。
- ・ 高大接続について今後も、高校での学びを大学での学修や地域人材の育成へとつなげられるよう取り組まれたい。
- ・ 地域への貢献度を図る上でも定着率は重要であるため、引き続き取組を推進されたい。
- ・ 今後、公立化後の入学生が卒業することになるため卒業後の進路など地元定着について状況把握及び分析を進めてほしい。

- ・ インターンシップについて参加状況の把握と分析を進めることで、学生が希望する就職等の実現に向けた取組を検討してほしい。合理的配慮を必要とする学生について個人情報管理に配慮しつつ、全学的なコンセンサスのもと支援を進めてほしい。
- ・ 同窓会・後援会との連携は非常に重要であるため、連絡方法の確立など取組を推進してほしい。
- ・ キャリア講座について学生の希望や就職活動の進捗状況に影響されるものであると認識するものの、3年生の参加が相対的に少ない。開催時期の検討など、より充実したキャリア支援に努められたい。
- ・ 指標について管理栄養士国家試験が難化傾向にあることを踏まえた設定ができるよう機会を捉えて修正に向けて検討してほしい。
- ・ 留学生の入学に当たって英語能力の確認についても厳格化が進んでいることからその対策を検討してほしい。
- ・ 数理・データサイエンス・AI教育プログラムについて令和11年の応用基礎レベルの認定申請に向けて着実に取り組まれることを期待する。

(2) 研究に関する目標を達成するための措置

ア 評価結果

評価	評 語
4	年度計画を上回って実施している

イ 評価理由

小項目評価において2項目中「4」評価が1項目、「3」評価が1項目であった。小項目評価を総合的に勘案すると、項目別評価としては、中期計画の達成に向け着実に進捗していると認められ「4」評価とした。

【小項目評価】

評価	評価結果			
	4 上回って実施	3 概ね順調に実施	2 実施が不十分	1 大幅に下回る
項目数	1	1	0	0
2	50.0%	50.0%	0%	0%

ウ 評価すべき事項

- ・ 「上川管内地域連携・協創推進会議」へ参画されていることは評価する。
- ・ 「研究シーズ集」を発行したことは評価する。

エ 今後期待される事項

- ・ 「上川管内地域連携・協創推進会議」への参画が具体的な研究推進につながることを期待する。
- ・ 「研究シーズ集」について共同研究や受託研究、受託事業の増加に向けて、発行する目的やターゲットをより明確化し内容の充実に努めてほしい。
- ・ 共同研究や受託研究等の具体的な成果につなげられるよう、地域創造学部の設置を契機として地域連携研究センターを核とした産学官連携による研究プロジェクトの形成や外部資金の獲得に向けた取組に期待する。
- ・ 科研費について未採択となった場合など要因を複合的に分析し採択率の向上に努めてほしい。
- ・ 科研費に係る指標について申請件数や研修参加率を設定しているが、採択件数として設定できるよう機会を捉えて修正に向けて検討してほしい。

(3) 地域貢献に関する目標を達成するための措置

ア 評価結果

評価	評 語
3	年度計画を概ね順調に実施している

イ 評価理由

小項目評価において3項目中「4」評価が1項目、「3」評価が2項目であった。項目別評価としては、中期計画の達成に向け順調に進捗していると認められ「3」評価とした。

【小項目評価】

評価	評価結果			
	4 上回って実施	3 概ね順調に実施	2 実施が不十分	1 大幅に下回る
項目数	1	2	0	0
3	33.3%	66.7%	0%	0%

ウ 評価すべき事項

- ・ 地域との連携について積極的に取り組まれていることは評価したい。
- ・ 自治体や高校等との連携協定について共同研究や受験生確保に留まらず、地域貢献や人材育成も視野に入れられていることは評価する。

エ 今後期待される事項

- ・ 地域との連携について国の施策や地域の特性を踏まえ戦略的に展開してほしい。地域連携研究センターを核にこれまで以上に地域に貢献する大学として発展されることを期待する。
- ・ 自治体や高校等との連携協定について実施する目的を明確にし「教育・研究」と「地域貢献」のバランスを意識して取り組んでもらいたい。
- ・ 中・高大連携については、地元学生の入学促進にも繋がることから、引き続き進めてもらいたい。また、地元学生については、大学卒業後の地元企業への就職促進にも繋がる可能性が高いことから、人口減対策、企業の人手不足対策の観点からも、これまで以上に進めてもらいたい。
- ・ 図書館についてニーズや実態の把握に努め、学外利用を積極的に推進し、より一層地域の資源としての役割を果たされることを期待する。

(4) 国際交流に関する目標を達成するための措置

ア 評価結果

評価	評 語
4	年度計画を上回って実施している

イ 評価理由

小項目評価において2項目中「4」評価が1項目、「3」評価が1項目であった項目別評価としては、小項目評価を総合的に勘案すると、項目別評価としては、中期計画の達成に向け着実に進捗していると認められ「4」評価とした。

【小項目評価】

評価	評価結果			
	4 上回って実施	3 概ね順調に実施	4 上回って実施	1 大幅に下回る
項目数	1	1	0	0
2	50.0%	50.0%	0%	0%

ウ 評価すべき事項

- ・ 国際交流について国際交流サークルにおいて学生主体の交流活動が展開され、日本人学生と留学生との国際理解と相互交流が深められていることは評価する。

エ 今後期待される事項

- ・ 国際交流に係る取組については、大学内のみに限らず地域に波及できる内容となることに期待する。
- ・ 交換留学の促進に向けて単位認定の方法など更なる検討を進めてほしい。
- ・ 国際交流に関わる指標については、次の段階を目指した設定を検討してほしい。

(5) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

ア 評価結果

評価	評 語
3	年度計画を概ね順調に実施している

イ 評価理由

小項目評価において3項目中全て「3」評価であった。項目別評価としては、小項目評価を総合的に勘案すると、中期計画の達成に向け順調に進捗していると認められ「3」評価とした。

【小項目評価】

評価	評価結果			
	4 上回って実施	3 概ね順調に実施	2 実施が不十分	1 大幅に下回る
項目数	0	3	0	0
3	0%	100.0%	0%	0%

ウ 評価すべき事項

- ・ 法人運営に当たって新たに全学委員会を設置し円滑な意思決定に努められていることは評価する。
- ・ 人事評価は、導入に至っていないものの、検討委員会にて着実に検討を進められていることについて評価する。

エ 今後期待される事項

- ・ 法人運営に当たって全学委員会を設置したことによる課題を分析し対応するなど、より円滑な運営に努めてもらいたい。
- ・ ペーパーレス化について目的及び目標達成に向けたゴールを明確にして推進してほしい。
- ・ 教職協働の取組について、FD・SD研修会の開催にあわせて教職員が一体となった自治体・企業との学習や地域インターンシップなどより実践的な展開に期待する。

(6) 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

ア 評価結果

評価	評 語
3	年度計画を概ね順調に実施している

イ 評価理由

小項目評価において2項目中全て「3」評価であった。項目別評価としては、小項目評価を総合的に勘案すると、中期計画の達成に向け順調に進捗していると認められ「3」評価とした。

【小項目評価】

評価	評価結果			
	4 上回って実施	3 概ね順調に実施	2 実施が不十分	1 大幅に下回る
項目数	0	2	0	0
2	0 %	1 0 0 %	0 %	0 %

ウ 評価すべき事項

- ・ 基金を創設し資金獲得に向けて努力されていることは評価する。

エ 今後期待される事項

- ・ 現状よりも資金状況が改善し、将来、資金運用を行う場合を見据えて、その運用方法を検討されたい。
- ・ 基金募集に当たっての目標値を設定し、より積極的な取組を推進してほしい。
- ・ 基金の活用実績について情報公開し、大学への理解を深めてもらえるように取り組んでもらいたい。
- ・ 経費については、「削減」のみを意識することだけではなくメリハリのある予算執行を引き続きお願いしたい。

(7) 自己点検・評価及び情報公開に関する目標を達成するための措置

ア 評価結果

評価	評 語
3	年度計画を概ね順調に実施している

イ 評価理由

小項目評価において2項目中全て「3」評価であり、項目別評価としては、中期計画の達成に向け順調に進捗していると認められ「3」評価とした。

【小項目評価】

評価	評価結果			
	4 上回って実施	3 概ね順調に実施	2 実施が不十分	1 大幅に下回る
項目数	0	2	0	0
2	0%	100.0%	0%	0%

ウ 評価すべき事項

- ・ 授業評価について回答率の向上に努められていることは大変望ましい状況である。

エ 今後期待される事項

- ・ 授業評価を踏まえた授業の改善についてより積極的に推進されたい。
- ・ 次期認証評価制度（第三者評価制度）についての的確に情報を収集されるとともに、実施に向けた対応を進めてほしい。

(8) その他業務運営に関する目標を達成するための措置

ア 評価結果

評価	評 語
3	年度計画を概ね順調に実施している

イ 評価理由

小項目評価において4項目中「4」評価が1項目、「3」評価が2項目、「2」評価が1項目であった。項目別評価としては、小項目評価を総合的に勘案すると、中期計画の達成に向け順調に進捗していると認められ「3」評価とした。

【小項目評価】

評価	評価結果			
	4 上回って実施	3 概ね順調に実施	2 実施が不十分	1 大幅に下回る
項目数	1	2	1	0
4	25.0%	50.0%	25.0%	0%

ウ 評価すべき事項

- ・ 研究倫理審査に関わる大学院生への指導について、指導教員が個別に指導を行い、必要に応じて指導教員を通じて研究倫理審査の手続を行っていることは評価する。

エ 今後期待される事項

- ・ 安否確認訓練について多くの大学が既に導入しているため早期の対応を求める。
- ・ 情報セキュリティに関しては喫緊の課題であるため早期に研修、訓練などの対応を進めてほしい。
- ・ 地域に親しまれる大学を目指すからこそ重要な危機管理である「不審者対策」について推進してほしい。

5 旭川市公立大学法人評価委員会委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏名	所属等
五十嵐 敏文	ノーステック財団幌延地圏環境研究所長 北海道大学大学院工学研究院客員教授 前旭川工業高等専門学校校長
大野 恵司	旭川商工会議所事務局長
長澤 秀行	国立大学法人北海道国立大学機構大学総括理事 帯広畜産大学学長
中島 幹雄	中島公認会計士事務所 公認会計士・税理士
矢久保 考介	旭川工業高等専門学校校長

公立大学法人旭川市立大学の業務実績評価に関する基本方針

1 公立大学法人旭川市立大学の業務実績評価に関する基本方針策定の目的

本基本方針は、旭川市公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、公立大学法人旭川市立大学（以下「法人」という。）の業務実績評価（以下「評価」という。）を実施するに当たっての基本的な考え方や評価の方向性等を定めるために策定するものである。

2 評価の基本的な考え方

- （１）評価は、法人の教育研究の特性や運営の自主性、自立性に配慮して行うものとする。
- （２）評価は、中期目標・中期計画の達成状況等を踏まえ、法人の組織・業務運営等に関して総合的に行うものとする。
- （３）評価は、法人の取組において改善すべき点等を明らかにすることにより、法人の組織・業務全般の見直しや次期の中期目標・中期計画の検討など運営の質的向上に資するものとする。
- （４）評価は、法人の中期目標・中期計画の達成に向けた取組状況や成果を示し、市民等への説明責任を果たすものとする。
- （５）評価は、その方法について必要に応じて工夫・改善した上で行うものとする。

3 評価の種類

評価委員会は、次の評価を行う。

- （１）下記(2)及び(3)に掲げる事業年度以外の各事業年度における業務の実績
- （２）中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- （３）中期目標の期間の最後の事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

4 評価の方法

- （１）評価は、法人の自己点検・評価に基づいて行う。
- （２）評価は、「項目評価」と「総合評価」により行う。
 - ア 項目評価は、中期目標・中期計画に定められた各項目の状況について確認し行う。
 - イ 総合評価は、項目評価の結果を踏まえ、中期目標・中期計画全体について総合的に行う。
- （３）評価は、透明性・正確性を確保するために、法人に意見を申し立てる機会を設けた上で決定する。
- （４）評価は、具体的な方法について別途定めた上で行う。

5 評価を受ける法人が留意すべき事項

評価委員会における基本方針は上記のとおりであるが、評価を受ける法人が留意すべき事項は以下のとおりである。

- (1) 法人は、自己点検・評価の結果や自己改善等の方法等について、市民の視点に立って、分かりやすい説明を行うよう留意する。
- (2) 法人は、目標の達成に向け、組織内の責任の所在を明確にし、自己点検・評価の実施体制を確立する。

6 その他

本基本方針は、必要に応じて、評価委員会に諮った上で見直しを行う。

公立大学法人旭川市立大学各事業年度業務実績評価（年度評価）実施要領

改正 令和6年7月29日

1 趣旨

この要領は、旭川市公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、公立大学法人旭川市立大学（以下「法人」という。）の各事業年度における業務実績評価（以下「年度評価」という）の実施に関し、「公立大学法人旭川市立大学の業務実績評価に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」に基づき、必要な事項を定めるものである。

2 評価実施方法

（１）評価手法

評価は、基本方針に基づき実施する。

（２）評価の流れ

ア 法人による自己評価

（ア）項目評価

法人は、年度計画の記載項目ごとに成果指標の状況も踏まえながら、次の４段階による項目評価及び記述式による評価判断理由を整理する。

評定	評語
4	年度計画を上回って実施している
3	年度計画を概ね順調に実施している
2	年度計画を十分に実施できていない
1	年度計画を大幅に下回っている

（イ）総合評価

法人は、項目評価の結果を踏まえ、当該事業年度における業務実績の全体について、次の４段階による総合評価及び記述式による評価総括について整理をする。ただし、評定に関わる評価の目安については、法人として特別な事情があると判断したときには、この限りではない。

評定	評語	評価の目安
a	中期計画の達成に向けて順調に進捗している。	項目評価の平均値：3.5以上4.0未満
b	中期計画の達成に向けて概ね順調に進捗している。	項目評価の平均値：3.0以上3.5未満
c	中期計画の達成に向けてやや遅れて進捗している。	項目評価の平均値：2.0以上3.0未満
d	中期計画の達成に向けて遅れて進捗しており、改善を要する。	項目評価の平均値：2.0未満

イ 評価委員会による評価

評価委員会は、法人から提出された自己評価結果を基に、業務の実績について調査・分析を行い、アに定める評価基準に沿って項目評価及び総合評価を実施する。

評価委員会は、各委員が個別に評価した評価結果を踏まえて評価委員会全体としての評価結果を整理する。

3 評価書の作成

(1) 評価書原案の作成及び法人からの意見の聴取

評価委員会は、評価の透明性・正確性を確保するため、2に定める手順によって評価した結果をとりまとめ、評価書原案を作成し、法人に提示する。

法人は、評価書原案に対する意見を書面により評価委員会に申し出ることができるものとする。

(2) 評価書の確定

評価委員会は、評価書原案に対する法人からの意見を踏まえ、必要に応じて法人関係者の説明を受けた後、当該意見の適否を審議し、当該案に修正を加える等により評価書を確定する。

4 評価結果の取扱

評価委員会は、評価書を確定したときは、遅滞なく当該評価書を法人及び旭川市長に送付する。

旭川市は、評価委員会からの評価書について旭川市ホームページ等で公表する。

5 評価結果の活用・反映

法人は、評価結果を自らの業務運営等の見直しまたは改善に活用・反映させていくものとする。

なお、評価委員会は、評価に際して、過去の評価結果が法人の業務運営に活用・反映されているか確認するものとする。

6 評価方法の継続的な見直し

本要領については、評価の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

7 その他

本要領に定めるもののほか、評価の実施に必要な事項は、評価委員会が別に定める。